

平成 24. 4. 1 制 定

改正 平成 25. 4. 1 平成 26. 4. 1

平成 28. 4. 1

(趣 旨)

第 1 条 この内規は，群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門規程第 3 条第 2 項の規定に基づき，群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 センターは，各種分析機器を集中管理し，学内外の者の共同利用に供するとともに，産学官連携の推進を図ること及び群馬大学（以下「本学」という。）における教育と研究開発の進展に資することを目的とする。

(業 務)

第 3 条 センターは，前条の目的を達成するため，次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 機器の管理運用に関すること。
- (2) 利用者に対する講習及び技術指導に関すること。
- (3) 機器による分析，測定及び解析に関すること。
- (4) 分析技術の研究開発，情報収集及び情報提供に関すること。
- (5) 外部依頼分析，技術相談，共同研究に関すること。
- (6) 共同利用に係る研究設備マスタープランの策定に関すること。
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第 4 条 センターに，センター長を置く。

(センター長)

第 5 条 センター長は，学長が指名する本学の教員をもって充てる。

2 センター長は，センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は 2 年とし，再任を妨げない。ただし，欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は，前任者の残任期間とする。

(部 会)

第 6 条 センターの円滑な運営を図るため，部会を置くことができる。

(事 務)

第 7 条 センターの事務は，関係部課等の協力を得て，研究推進部産学連携推進課において処理する。

(雑 則)

第 8 条 この内規に定めるもののほか，センターの運営に関し必要な事項は，高度研究推進・支援部門会議の議を経て，研究・産学連携推進機構長が定める。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学研究・産学連携戦略推進機構産学連携・先端研究推進本部機器分析センター内規(平成19年12月1日制定)は、廃止する。
- 3 この規程施行後、最初に指名されるセンター長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に指名されるセンター長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。